【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（金融商品取引所の金融商品債務引受業の承認の取消し）

**第百五十六条の二十**　内閣総理大臣は、前条の承認を受けた金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一　不正の手段により前条の承認を受けたとき。

二　第八十条第一項の免許を取り消されたとき。

三　第百三十四条第一項各号のいずれかに該当するとき。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（金融商品取引所の金融商品債務引受業の承認の取消し）

第百五十六条の二十　内閣総理大臣は、前条の承認を受けた金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一　不正の手段により前条の承認を受けたとき。

二　第八十条第一項の免許を取り消されたとき。

三　第百三十四条第一項各号のいずれかに該当するとき。

（改正前）

（新設）

第百五十六条の二十　内閣総理大臣は、前条の承認を受けた証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一　不正の手段により前条の承認を受けたとき。

二　第八十条第一項の免許を取り消されたとき。

三　第百三十四条第一項各号のいずれかに該当するとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百五十六条の二十　内閣総理大臣は、前条の承認を受けた証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一　不正の手段により前条の承認を受けたとき。

二　第八十条第一項の免許を取り消されたとき。

三　第百三十四条第一項各号のいずれかに該当するとき。

（改正前）

（新設）